

財団法人岩手県建築住宅センター 確認検査業務規程

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この確認検査業務規程(以下「規程」という。)は、財団法人岩手県建築住宅センター(以下「センター」という。)が、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認審査及び完了検査に関する業務(以下「確認検査業務」という。)の実施について、法第77条の27の規定に基づき必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 確認検査員等 確認検査員及び確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。
- (2) 役員 建築基準法施行令第136条の2の14第2号かっこ書きに規定する役員をいう。
- (3) 制限業種 次に掲げる業種(建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいう。
 - イ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
 - ロ 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
 - ハ 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
 - ニ 建築設備の製造、供給及び流通業

第2章 確認検査の業務方針及びその体制

(確認検査業務実施の基本方針)

第3条 確認検査業務は、法並びにこれに基づく命令及び条例並びにこれらに係わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関する指針(以下「指針」という。)、その他の関係法令並びにこの規程により実施するものとする。

2 理事長は、毎年度、確認検査業務を公正かつ的確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための枠組み、これらをセンター内で共有する方法等について方針として定め、職員に周知する。

(確認検査業務の管理体制)

第4条 確認検査業務の指定区分、確認検査業務区域及び確認検査業務見込み量に応じて、必要な管理体制を構築するとともに、これを確実に実施するため確認検査業務管理規則(以下「管理規則」という。)を定める。

2 理事長は、センターが行う確認検査業務を専ら担当する役員として、確認検査業務管理責任者を置く。

(確認検査業務管理体制の見直し)

第5条 確認検査業務管理体制は毎年見直しを行う。ただし、確認検査業務をとりまく急激な環境の変化等により、必要が認められる場合はその都度見直しを行う。

2 確認検査業務が公正かつ的確に行われることを確実にするために、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。

(確認検査業務の組織体制)

第6条 理事長は、確認検査業務が公正かつ的確に行われることを確実にするため、申請建物の規模や用途、確認検査員等の構成に応じた確認検査の組織体制を構築する。

2 確認検査員等は、その職務の執行に当たって厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

3 確認検査業務管理責任者は、確認検査員等が、前2項の規定を満たして業務を行うことを確実にするための業務体制を構築するものとする。

(確認検査業務の手順)

第7条 理事長は、確認検査業務が公正かつ的確に行われることを確実にするため、確認検査の具体的な手順その他確認検査業務実施に必要な事項を含む確認検査業務マニュアル(以下「業務マニュアル」という。)を定め、これに従い確認検査員等に確認検査業務を実施させる。

(確認検査員の選任)

第8条 理事長は、確認検査業務を実施させるため、第2条第3号の制限業種を兼業しない常時雇用職員である確認検査員を2名以上選任し、うち2名以上を専任とする。

2 前項の確認検査員の数は、前年度の確認検査業務の実績に応じ、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号。以下「指定機関等に関する省令」という。)第16条の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。

3 前2項の規定に関わらず、確認検査業務の増加が見込まれる場合にあっては、速やかに新たな確認検査員(非常勤の確認検査員を含む。)を雇用する等の適切な措置を講ずる。

(確認検査員の解任)

第9条 確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、解任する。

- (1) 法第77条の20第5号の規定に適合しなくなったとき。
- (2) 法第77条の62の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の消除があったとき。
- (3) 前号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(確認検査員等の身分証の携帯)

第10条 確認検査業務に従事する職員が、建築物等又は建築物等の敷地若しくは建築工事場等に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証の様式は、(第11号様式)による。

(秘密の保持)

第11条 役員及び確認検査業務に従事する職員は、その確認検査業務及び保存文書に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。さらに業務を退いた後も同様とする。

第3章 確認検査業務の実施方法

(確認検査業務を行う時間及び休日)

第12条 確認検査業務を行う時間は、休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日並びに日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 前2項の規定については、緊急を要する場合又は事前にセンターと建築主との間において確認検査業務を行うための日時の調整が整った場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第13条 事務所の所在地は、岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号とし、その業務区域は、岩手県の全域とする。

(業務の範囲)

第14条 確認検査業務を行う範囲は、次に掲げる(1)から(4)の建築物等(以下「確認検査対象建築物等」という。)の確認審査及び完了検査とする。

- (1) 法第6条第1項第4号に掲げる建築物
- (2) 法第6条第1項第3号に掲げる建築物のうち、法第68条の10第1項の規定による型式適合認定(主要構造部の型式適合認定に限る。)を受けた一戸建て住宅、兼用住宅及び長屋で2

階建以下かつ500平方メートル以内のもの

- (3) 前号に規定する建築物に設ける建築設備のうち法第87条の2に掲げる昇降機
- (4) 第1号及び第2号の建築物と同一敷地内にある、法施行令第148条第1項第2号に掲げる工作物

2 前項の規定に関わらず、センターは、理事長又は確認検査業務管理責任者本人及びその親族並びに関係企業等が建築主である建築物等又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等について、その確認検査業務を行わない。

(確認審査の申請)

第15条 建築主は、確認審査の申請に際し、次の各号に掲げる図書(以下「確認申請関係書類」という。)を提出する。提出部数は、正本1部副本1部とする。ただし、消防同意に関する場合は、正本1部副本2部とする。

- (1) 確認申請書(法施行規則(昭和25年11月16日建設省令第40号。以下「規則」という。)別記第2号様式)
- (2) 現地調査票(第2号様式)
- (3) 規則及び特定行政庁が法施行細則により、建築主事に建築確認等を申請する際に必要とされる図書
- (4) 法の規定に定める許可関係及び認定関係の通知書の写し
- (5) 建築主等が第14条第2項の規程に該当しない旨記載したもの。

(確認審査の申請の引き受け及び契約)

第16条 センターは、前条に規定する書類(国土交通大臣認定書を除く。)の提出により、確認申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

- (1) 申請のあった建築物等が確認検査対象建築物等であること。
- (2) 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)の規定に違反していないこと。
- (3) 提出書類に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。
- (5) 申請に係る計画が第14条第2項の規定に該当するものでないこと。

2 前項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主と確認審査に関する契約書(第1号様式)を締結する。

3 第1項の規定において、申請書類に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは受理できない理由を説明し、提出書類を建築主に返還する。

4 センターは、前3項の規程に関わらず、確認の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認を実施することが困難な場合には、確認業務を引き受けない。

5 センターは、確認申請を引き受けたのち、申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を法第6条に定められた期限内に確認検査員に実施させるよう努めるもの

とする。

(契約に盛り込むべき事項)

第17条 前条第2項の契約には、次の事項を盛り込む。

- (1) 建築主は、確認検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定
- (2) 建築主は、申請に係る計画に関し建築基準関係規定の適合性に疑義等が生じた場合、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定

(確認審査)

第18条 確認検査員は、確認申請を引き受けたのち速やかに、指針及び業務マニュアルに基づき確認審査を行う。この場合、必要に応じ、建築主又は設計者(以下「建築主等」という。)に説明を求めることができる。

2 前項の規定に関わらず、確認検査員等は本人及びその親族並びに関係企業等が建築主である建築物等又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等について、その確認検査業務を行わない。

3 確認検査の補助的な業務を行う職員は、単独で確認業務を行わない。

(消防長等の同意等)

第19条 センターは、法第93条第1項により所轄消防長等の同意(第3号様式)を求め、又は同条第4項の規定により通知(第4号様式)を行う。

2 センターは、法第93条第5項の規定により所轄保健所長に通知(第5号様式)を行い、確認済証を交付したときは、その旨を通知(第5号の2様式)する。

(確認済証の交付)

第20条 センターは、第18条の審査の結果、申請に係る計画が建築基準関係規定に適合することを確認したときは、確認済証(規則別記第15号様式)を、適合しないことを認めたときは、規則別記第15号の2様式による通知書を、適合するかどうかを決定することができないときにあっては規則別記第15号の3様式による通知書を、法第6条の2第1項の規定により、建築主に交付する。

2 第1項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付は、確認申請関係図書のうち副本1部を添えて行う。

(確認申請の取り下げ)

第21条 建築主は、自己の都合により確認済証の交付前に確認の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届(第6号様式)をセンターに提出する。

2 センターは、前項の取り下げ届があったときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書を建築主に返却する。

(確認を受けた計画の変更申請)

第22条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画が変更(規則第3条の2に規定する軽微な変更を除く。)され、センターに当該変更計画の確認の申請がなされた場合の確認の業務の実施方法は、第15条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第1項第1号の確認申請書及び第16条第2項の確認審査に関する契約書に代えて計画変更確認申請書(規則別記第4号様式)、確認変更審査に関する契約書(第1号様式)を用いる。

2 前項の計画の変更の確認申請関係書類においては、変更に係る部分についてその部分が明示されるよう措置するものとし、当該計画の変更に係る直前の確認における副本並びにその添付図書を添える。ただし、当該計画の変更に係る直前の確認を行った者がセンターである場合においては、直前の確認を受けた計画から変更した部分の図書をもって確認申請関係図書とする。

(確認の記録と保存方法)

第23条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の計画の建築基準関係規定ごとの適否、確認検査業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。

2 記録等の保存期間及び方法は管理規則に定める。

(特定行政庁への報告)

第24条 センターは、第20条第1項による確認済証等を建築主に対して交付したときは、当該交付を行った日から7日以内に特定行政庁に報告(規則別記第16号様式)する。

(名義等の変更の届出)

第25条 建築主は、第20条の規定による確認済証の交付を受けた建築物について工事を完了する前に、第15条第1号の規定に基づき提出された図書の第2面のうち1から6まで(3及び4を除く。)の事項の変更をしたときは、名義等変更届書(第7号様式)に確認済証を添えてセンターに提出する。

(工事取り止めの届出)

第26条 建築主は、第20条の規定により確認済証の交付を受けたのち、当該確認に係る建築物等の工事を取り止めた場合は、工事取り止め届書(第8号様式)をセンターに提出する。

2 センターは、前項による工事取り止め届出を受けたときは、特定行政庁に報告するものとする。

第4章 完了検査の業務の実施方法

(完了検査の申請)

第27条 建築主は、完了検査の申請に際し、工事の完了予定日の1週間前までに、次の各号に掲

げる図書(以下「完了検査申請関係書類」という。)1部をセンターに提出する。

- (1) 完了検査申請書(規則別記第19号様式)
- (2) 規則により建築主事に完了検査を申請する際に必要とされる図書
- (3) 建築主等が第14条第2項の規程に該当しない旨記載したもの。

2 当該申請に係る建築物等の計画に関する最終の確認を行った者がセンターである場合においては、前項第2号の規定にかかわらず提出を要しない。

(完了検査申請の引き受け及び契約)

第28条 センターは、前条に規定する書類の提出により完了検査の申請があったときは、次の事項について審査しこれを引き受け、完了検査予定の日時を調整する。

- (1) 申請のあった建築物が確認検査対象建築物等であること。
- (2) 工事監理者が当該申請に係る工事中の建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
- (3) 提出書類に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (4) 完了検査申請書と確認済証の交付を受けた図書の記載内容に相違がないこと。
- (5) 当該建築物等が第14条第2項の規定に該当するものでないこと。

2 センターが申請を引き受けた場合には、建築主と完了検査の申請に関する契約書(第9号様式)を締結する。

3 完了検査申請書に不備を認めるときは、補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関係書類を建築主に返還する。

4 センターは、前3項の規定に関わらず、完了検査の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に完了検査を実施することが困難な場合には、完了検査業務を引き受けない。

(完了検査引受証の交付)

第29条 センターは、前条第2項の規定に基づき完了検査を引き受けたときは、直ちに建築主に完了検査引受証(規則別記第22号様式)を交付する。

(建築主事への通知)

第30条 センターは、第29条による完了検査を引き受けたときは、完了検査引受通知書(規則別記第23号様式)を建築主事に通知する。

(契約に盛り込むべき事項)

第31条 第28条第2項の契約書には、次の事項を盛り込む。

- (1) センターは、検査にあたり、工事中の建築物等の建築基準関係規定への適合の判断が困難である部分がある場合は、建築主等に対して説明又は追加の資料の提出を求めることができる旨の規定

(2) 建築主が完了検査の前に完了検査申請取り下げ届をセンターに提出した場合は、第28条に係らず検査を中止し、提出された完了検査申請関係書類を建築主に返却し、手数料は返還しない規定

(完了検査の実施)

第32条 確認検査員は、あらかじめ定めた完了検査予定日(建築主等の都合により、完了検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日)に申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの完了検査を実施する。

2 確認検査員は、指針及び業務マニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により検査を行う。この場合、必要に応じて工事監理者、工事施工者又は建築主等に説明を求める。

(完了検査の結果)

第33条 完了検査の結果、当該申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合すると認めるときは、検査終了後速やかに検査済証(規則別記第21号様式)を建築主に交付する。

2 完了検査の結果、当該建築物等が建築基準関係規定に適合していない場合は、検査済証を交付できない旨の通知書(規則別記第20号の2様式)を建築主に交付する。

(完了検査申請の取り下げ)

第34条 建築主は、検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付前に自己の都合により完了検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届(第10号様式)をセンターに提出する。

2 前項の届け出があったときは検査を中止し、提出された完了検査申請関係図書を建築主に返却する。

(完了検査の記録と保存方法)

第35条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の完了検査における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

2 記録等の保存期間及び方法は管理規則に定める。

(特定行政庁への報告)

第36条 センターは、第33条第1項による検査済証又は同条第2項による検査済証を交付できない旨の通知書を建築主に対して交付したときは、当該検査を行った日から7日以内に検査の結果(規則別記第25号様式)を特定行政庁に報告する。

第5章 確認検査手数料等

(確認検査手数料の設定)

第37条 センターは、確認検査業務の実施にかかる確認検査手数料(以下「手数料」という。)を確認検査業務手数料規程に定める。

(確認検査手数料の収納)

第38条 建築主は、契約後速やかに手数料を現金又は銀行振り込みにより納入するものとする。この場合、振り込みによる納入はセンターが発行する振込依頼書により、契約の締結日から7日以内に納入するものとし、それに要する費用は建築主の負担とする。

2 建築主は、センターとの協議により、一括して月末に支払うなど別の方法によることができる。

3 センターは、建築物等の確認検査等が計画的かつ効率的に実施できる場合にあっては、実費を勘案して手数料を減額することができる。

(確認検査手数料の返還)

第39条 収納した手数料は返還しない。ただし、次の場合は協議の上調整し決定する。

- (1) センターの責に帰すべき事由により確認検査業務が実施できなかった場合
- (2) 納入後において天災など止むを得ない理由が生じた場合

第6章 確認検査業務の監視及び改善方法

(苦情等の事務処理)

第40条 センターは、確認検査業務について建築主等から苦情を受けた場合、また法第94条第1項に基づく審査請求が行われた場合は適切に対応する。

2 前項の苦情、審査請求及びこれらに対してセンターがとった処置は、遅滞なく記録するものとする

(内部監査)

第41条 センターは、適正な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年1回、内部監査を実施する。

2 内部監査においては次に掲げる事項を審査する。

- (1) 法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況
- (2) この規程への適合状況
- (3) 第3条第1項に規定する確認検査業務実施の基本方針への適合状況
- (4) 確認検査業務管理体制の状況
- (5) この規程の内容の見直しの必要性

3 監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するために処置を

講ずる。監査員はとられた処置の検証及び検証結果について確認検査業務管理責任者に報告するものとする。

(不適格案件等の管理)

第42条 センターは、法第6条の2第11項の不適格案件(建築基準関係規定に適合しないもの又は適合するかどうかを決定できないもの)及び不適合通知案件(誤って確認済証又は検査済証を交付したもの)について適切な処理を行う。

2 センターは、確認済証又は検査済証を交付したあとに不適格案件であることが確認されたときは、速やかに建築主及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。

3 センターは、不適格案件についての内容及びとられた措置の内容等に関し記録する。

(再発防止措置)

第43条 不適格案件等が発生し確認検査業務管理体制に不備が発見されたときは、再発防止等のため原因を除去するための措置をとる。

2 再発防止を措置するにあたっては、次の事項を実施する。

- (1) 不適格案件等の内容の確認
- (2) 不適格案件等発生原因の特定
- (3) 不適格案件等再発防止措置の評価
- (4) 必要な措置の決定及び実施
- (5) 是正処置の評価
- (6) 是正措置の結果の記録

第7章 その他確認検査業務の実施に必要な事項

(書類の保管及び閲覧)

第44条 センターは、法第77条の29の2の規定に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するため管理規則に必要な規定を定める。

2 確認検査の業務に関し生じた損害を賠償するために、必要な金額を担保するための保険契約の締結については、建築確認検査機関の賠償責任保険の特別約款によるものとする。

(業務区域等の掲示)

第45条 センターは、指定の番号、指定の有効期間、名称、代表者の氏名住所、電話番号、建築物等の指定区分及び業務区域を公衆の見やすい場所に掲示(第12号様式)する。

(事前相談)

第46条 建築主は、確認検査業務を申請しようとする場合、申請に先立ち、センターに事前に相談

をすることができる。

(図書が円滑に引渡しされるための措置)

第47条 センターは、指定機関に関する省令第31条に規定に基づく書類の引き継ぎを行うこととなった場合、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。

附 則

この規程は、平成20年6月17日より施行する。